

## 令和5年 滑川町農業委員会 第1回総会 議事録

召集月日	令和5年1月16日(月)				
開 会	令和5年1月25日(水) 午前9時30分				
閉 会	令和5年1月25日(水) 午前10時				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中12名出席、2名欠席)					
1	神田徳子	欠席	8	西澤 泉	欠席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	7番	贅田基司	9番	赤沼 裕	

第 1 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 1 号	法令遵守の申し合わせ決議
日程第 3	議案第 2 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 4	議案第 3 号	統合調査（利用状況調査・荒廃農地調査）の 集計結果について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和5年第1回の農業委員会総会を始めさせていただきます。1番神田農業委員、8番西澤農業委員より欠席の報告を頂いております。農地利用最適化推進委員の欠席はありません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和5年第1回の総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございます。今年初めてです、明けましておめでとうでございます。今年も宜しくお願い致します。さて、日本農業遺産が認定されたということで、谷津田米を中心にブランド化をしていければ良いと思います。我々農業委員もため池を中心にした農業を今一度、水利組合等も含め盛り上げていければと思います。その際に多面的支払交付金制度というものがあり、中尾地区は4月から交付金を頂こうと段取りを進めております。既に交付を受けている地域も多くあると思いますが、今ある制度を活用し日本農業遺産認定に地域で貢献できればと思います。

また、新型コロナの流行から丸3年が経ちます。上手くコロナと共存し、今年は良い年になればと思います。

また、本日提案された議案ですが、慎重審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中12名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和5年滑川町農業委員会第1回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に

関する法律第 29 条第 1 項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9 名中 9 名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号 7 番の贄田委員、議席番号 9 番の赤沼委員にお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主事にお願い致します。以上で日程第 1 を終わります。

#### ○議案審議

議 長 日程第 2、議案第 1 号「法令遵守の申し合わせ決議」を議題と致します。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 1 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」をご説明いたします。議案書は 1 頁、議案第 1 号資料と記載されているものをお手元にご用意下さい。それでは説明致します。皆様もすでにご存じのとおり、農業委員会は農業者の公的な代表機関であり、法令遵守による公正、公平な職務遂行ならびに農地制度の適正執行を実現する責務を負っています。しかし令和元年度においては不祥事の多発から農林水産省より綱紀粛正に関して同年度内に 2 度通知されるという事態も生じました。これを受けて、全国農業会議所を通じて各農業委員会において、毎年 1 回「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を徹底するため、決議をして頂きたいと通知がなされております。年初めの最初の議案になりますが、今年一年の滑川町農業委員会の適正な運営を意識していく為に、決議書の内容を一通り

読み上げてさせていただき、その内容につきまして、改めて農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様承認決議を頂きたく、事務局から議案上程をさせて頂くものです。宜しくお願い致します。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記。1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和5年1月25日滑川町農業委員会。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。これより質疑に入ります。この件について、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、本議案について決議することに承認の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案第1号については、承認決議となりました。滑川町農業委員会での申し合わせ事項ですので、今後も遵守いただくようお願いいたします。以上で、議案第1号を終わります。

議 長 日程第3、議案第2号「農地法第3条について」を議題と致し

ます。事務局より説明をお願いします。

事務局 説明に入る前に、資料の議案番号が間違えておりましたので、大変申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。資料の右上に議案第1号と書かれているものを、議案第2号に修正してください。それでは事務局より、議案第2号「農地法第3条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は1件、合計653㎡になります。それでは申請番号1を説明、朗読させていただきますので、議案書の2頁、図面は議案第2号資料1と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号1申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、田、農振農用地、653㎡になります。譲渡人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。取得する農地適正利用を含めての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

3番 1班班長3番齋藤です。1月21日土曜日、農業委員4名、農地利用最適化推進委員3名にて現地調査を実施致しました。詳細につきましては担当委員でありますので引き続き説明させていただきます。場所につきましては、滑川町大字○○○字○○○×××番地×××、地目は田でございます。申請地は○○○線を○○○方面から北上し○○○の信号を左折し西へ×××m行きますと、○○○がでございます。そこを右に曲がり北へ×××m行った右側が今回の申請地でございます。農地を購入するにあたり譲受人□□

□氏の自作地が農地面積 5,200 m<sup>2</sup>で内訳が田 1,302 m<sup>2</sup>、畑 3,898 m<sup>2</sup>ございます。その他所有地以外の土地借入地の田が 963 m<sup>2</sup>ございます。譲受人□□□氏の管理する農地でございますが、借入地を含み 12 筆ございますが全て適切に耕作されており購入するにあたり問題ないと考えます。□□□氏の理由書がありますので読ませて頂きます。当該申請地を売買により取得したく本申請を致します。私は現在、滑川町○○○地域を中心に農業を営んでおります。今回取得予定の農地は、現在の所有者である□□□氏と協議を重ね売買により取得する合意が得られました。当該申請地は私が耕作する農地の隣接地に当たり取得後は同時に耕作ができるようになるため、今までと変わらず地域の農業者の方々と協力し除草作業や地域の農業関連事業に積極的に参加すると共に地域の農業発展の為に尽力致します。何卒、私どもの事情を理解されご許可くださいますようお願い致します。権利取得後の作付け並びに面積でございますが、田んぼ 2,918 m<sup>2</sup>、畑が自家野菜 3,898 m<sup>2</sup>になります。所有する農機具でございますがトラクター 1 台、田植機が 1 台、コンバインが 2 台あり農作業は 1 人で 150 日従事している状況でございます。申請地域との関係としましては、申請地は年々耕作を続けるが難しい状況になっている。今後私が所有した場合、水稻の作付けを計画しているので遊休農地の解消が見込まれます。地域との役割分担状況については、農地取得後も近隣農業者と協力し除草作業や地域の関連事業に積極的に参加すると共に地域の農業発展のため尽力いたします。との内容でございます。今回の案件でございますが、本人が積極的に農業を行い地域の発展に寄与したいとのことからも鑑み、今回の取得につきましては特段問題がないと考察致します。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 ○○○地区推進委員の□□□です。申請者の□□□氏のことについてですが○○○地区農地水環境保全会へも参加していただいております。22 日の夕方からの会議も出席して頂きまして、この地

域のことを考えておられます。耕作状況ですが 100 m<sup>2</sup>程度の場所も含め全ての農地が良く管理されておりました。周辺農地への影響はないと思います。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり番号1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、番号1については、申請のとおり許可と決定致しました。日程第3議案第2号は以上になります。

議 長 日程第4、議案第3号「統合調査の集計結果について」を議題といたします。事務局は議案の説明をお願いします。

事務局 議案第3号「統合調査(利用状況調査・荒廃農地調査)の集計結果について」を説明致します。議案書の3頁、議案第3号の資料1をお手元にご用意下さい。それでは説明致します。令和3年度より、農業委員会が行っていた「利用状況調査」と、農政部局と農業委員会が協力して行っていた「荒廃農地調査」が統合され、一筆ごとの状況整理を明確に行う統合調査となりました。現在、農業委員会の必須業務に「農地利用の最適化」が加わり、農地状況の整理、土地所有者や耕作者の意向の把握、担い手への集積・集約の推進などが挙げられます。これらをより効果的・効率的に進めるために、地域の状況に合わせた遊休農地の解消方法の検討、発生要因の分析などの必要性から、今回の調査結果について皆様にご報告させていただきます。今年度の調査結果を簡単にまとめたものが資料1になります。まず管内の農地面積をご確認ください。昨年度の調査時期における農地台帳から確認した農地面積は8,089,793 m<sup>2</sup>となっております。農地台帳のシステムの移行を昨年度行い、現在の農地面積として記載されているのが8,179,911 m<sup>2</sup>となっております。90,118 m<sup>2</sup>の農地が増加しておりますが、シス



テムの移行を行ったことによるものとなります。今回、転用の許可履歴があるにもかかわらず、システムにそのデータが反映されておらず、農地として登録されているものがありました。確認ができたものにつきましては、修正をかけましたが、全ては確認できていないため、随時データの精査を行ってまいります。次に遊休農地の面積ですが、Aは比較的軽い遊休農地、Bは中程度の遊休農地、Dは特殊で遊休化の理由が耕作者不明等の農地として分類されます。皆様の調査結果を基に、昨年のA・B・D合計面積1,254,727㎡と、今年度の1,223,772㎡を比較した結果、30,955㎡の減少が見受けられました。次にCは周辺農地に比べて生産力が低い農地となりますが、これについては町内に見受けられないとしております。最後に非農地対象農地ですが、これは遊休というレベルではなく、荒廃状況がかなり進み、すでに農地としての機能を有していない、農地としての再生が困難な農地と定義されています。昨年度は216,812㎡、今年度は229,490㎡となり、12,678㎡増加したことになります。これらをふまえて町内の農地状況を大まかに整理すると約82%が農地利用されており、6%が軽度の遊休農地、9%が中程度の遊休農地、3%が重度で非農地対象となる農地という事になります。なお遊休農地解消面積のみを抽出すると、昨年163,640㎡の解消面積だったものが335,592㎡と増加しています。これは農地パトロールの強化、転用、保全管理等の再開、担い手への集積による営農再開などを要因としています。以上が集計結果になります。こちらの調査結果については、暫定値でありこの後県等と調整し、確定値を出すこととなりますが、その部分について変更が生じる場合は事務局で調整を図りたいと思いますので、ご了承頂けると助かります。また調査結果に基づく意向調査については、最適化推進連絡会で改めて説明をさせて頂きたいと考えております。以上で議案3号の説明とさせて頂きます。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。ただいま事務局より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件について、

ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、本議案について承認することに決定いたします。日程第4、議案第3号は以上になります。

議長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和5年第1回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会の方を終了させていただきます。

会長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和5年2月24日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 贄 田 基 司

署名委員 赤 沼 裕